ほっかいどうの社会保障

2010年4月21日

北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

介護保険制度の「要介護認定・要支援認定判定システム」改悪後、10月の見直しでも

介護度判定の軽度化は改善され

《北海道社保協の自治体・広域連合調査から判明》

124の自治体・広域連合から回答

昨年4月からの要介護認定方法の改悪により、「要介護・要支援認定区分」が従来よりも低く出ることが様々な 調査で明らかになり、道社保協が09年6月に行った調査でも軽度判定が約2倍になることを明らかにしました。 国は「経過措置」を設けてスタートさせましたが、批判を受けて判定基準の再見直しを行い、昨年10月から新 たな基準で実施してきました。

しかし、再見直しでも引き続き軽度判定となるとの声が出ていました。そこで、道社保協は、再見直しによっ て介護度の判定結果にどのような変化が現れているのかを調査し、昨年に行った調査と比較・検討を行うことと しました。調査には、124の自治体・広域連合から回答があり、回収率は72.5%でした。

更新申請は、軽度判定が元に戻らず、1.6倍! 経過措置廃止で被害拡大

30

25

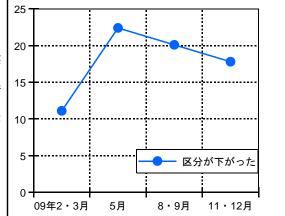
20

10

要介護5 4

更新申請者で、更新前の介護度・要支援度の変化を見ると(グラ フ上段)、「介護度区分が下がった」人が、改悪前は全体の11.1 %でしたが、改悪後は22.4%(09年5月)、20.1%(8 ・9月)となり、見直し後でも17.8%(11・12月)と依然 として改悪前の1.6倍となっています。

国は昨年4月から、本人が希望すれば元の介護度にする「経過措 置」を導入していましたが、10月からは経過措置もなく下がった ままの介護度になるため、必要なサービスが受けられないなど被害 が拡大しています。



新規申請は、軽度に判定される傾向に変化なし

新規申請者は、経過措置もなく改悪後は、はじめから軽度判定に なることが問題になっていました。

今回の調査で、介護度の区分毎の分布を見ると、要 介護3・2の比率が下がり、要介護1・要支援1の比 率が上がったままとなり、改悪前(08年4・5月) に比べて明らかに軽度化しています。(グラフ下段:0 8年4・5月は厚労省発表)

要支援・要介護認定制度の抜本的な 見直しを

改悪前に戻っていないのは、昨年4月からの変更点 である「調査項目の変更」や「コンピューターによる 一次判定の変更」、「認定審査会資料の統計指標の削除」 等については見直しが全く行われず、「判定基準の変更」 に限定したためです。改悪は、日常生活動作に特化し たものになっており、認知症などは軽く判定されると

いう問題について検討されませんでした。 しかし、「要介護認定見直しに係る検証・検討会」の報告では、『要介護度別の 分布については、昨年4月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は 大幅に減少し、おおむね同等の分布となったものの、過去3年と比べて一部の軽 度者の割合が若干大きくなっていることも事実である』として、検討会を解散し てしまいました。軽度者については「大幅に減少している」とは言えません。

改めて、国及び関係機関による調査・検証が必要であり、利用者の実態からの 告発が必要です。

本来、介護度は、高齢者が必要とされる介護が受けられるかどうかに視点を置い て決めるべきです。



1 要支援2 1

08年4・5月

・・・・09年8・9月

- ★- 11・12月

記者発表 4 / 1 6

「要介護認定制度」が介護給付費抑制の調整弁にされている役割が依然として変わっていません。不十分な調 査項目や判定基準、コンピューターによる機械的な判定、1件の審議時間が数分という審査会での審議などで適 切な判定はできません。認定制度の抜本的な見直しが必要です。